

# 令和3年度9月補正予算（追号2）の概要

## 【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額(注1) **957,077** (①)
- ・ 9月補正冒頭提案 **26,806** (②)
- ・ // **追加提案2** **3,111** (③)

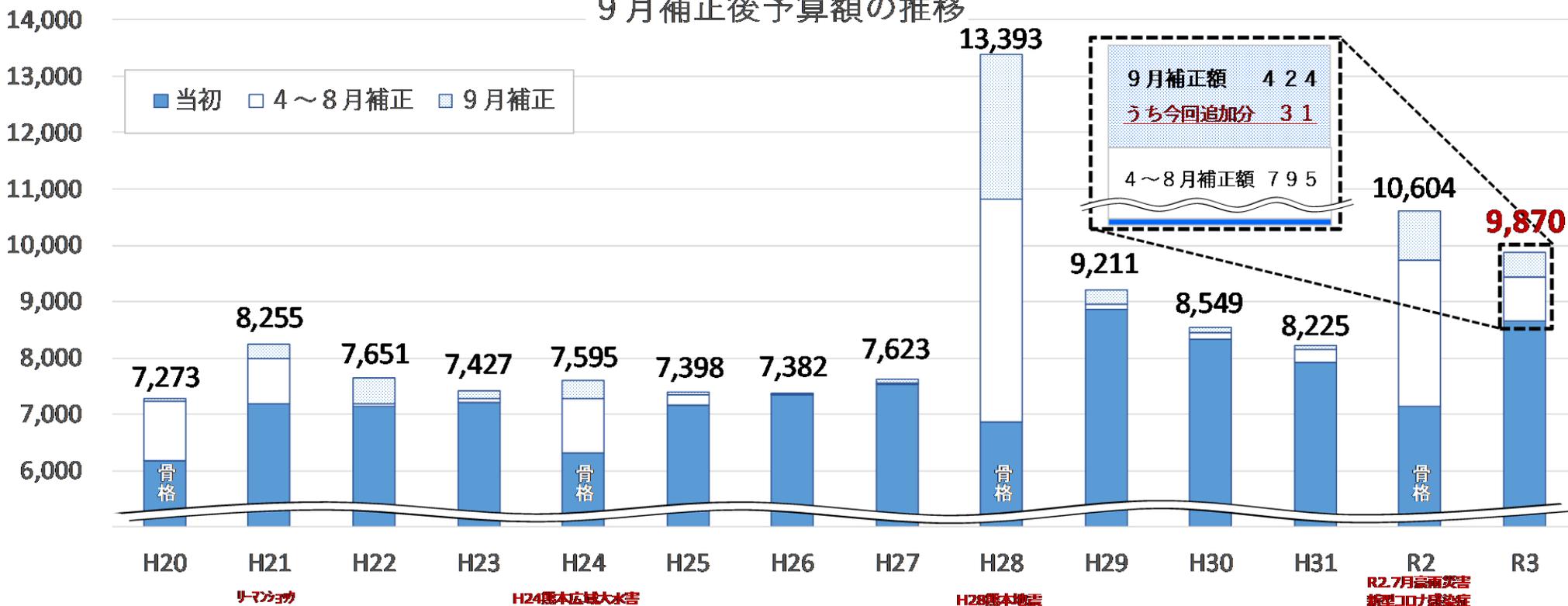
(③の財源内訳) 国庫支出金(※) 2,804 諸収入 306(調整中)  
※地方創生臨時交付金 2,804

9月補正後予算額(①+②+③) **986,994**

注1 9月補正追加提案1(125億13百万円、9月24日議決済)を含む  
注2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

## 9月補正後予算額の推移



## 参考：新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算化の状況

### 新型コロナウイルス感染症への対応

累計予算額 3,670億円

令和元年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
4月補正(4/21臨時会)	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1(8/4臨時会)	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
6月補正	6,714	280
6月補正(追号)	9,387	-
8月補正1(8/2専決)	15,379	-
8月補正2(8/10専決)	6,558	-
8月補正3(8/20専決)	8,128	-
9月補正	18,371	▲ 174
9月補正(追号)	11,373	3
9月補正(追号2)	3,111	-
計	190,604	1,837

R元～3年度累計

(単位:百万円)

累計	367,022	4,124
----	---------	-------

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

# 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

拡

予算額31億11百万円（－）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、熊本市全域の飲食店等に対して、「医療を守る行動強化期間」である10月1日（金）から10月14日（木）まで営業時間短縮を要請
  - 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給
- ※熊本県感染防止対策認証店については、通常営業も可能とし、時短要請に応じていただいた場合には協力金を支給

## <要請の概要>

- 1 内容：  
**営業時間を午後8時までに短縮すること**  
(酒類提供ラストオーダーは午後7時30分まで)
- 2 対象者：  
午後8時以降も営業している飲食店等  
※熊本県感染防止対策認証店については、通常営業も可能とし、時短営業に応じていただいた場合は、協力金を支給します
- 3 区域：  
**熊本市全域(約4,500店)**
- 4 期間：  
**10月1日(金)～10月14日(木) (14日間)**

## <申請期間(予定)>

**10月15日(金)～11月15日(月)**

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

## <問い合わせ先>

### ◆協力金関係

コールセンター： **096-333-2828**

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)

### ◆認証店関係

コールセンター： **096-353-6330**

受付時間：午前10時～午後6時(土日・祝日休み)

## <協力金算定方法>

### ・中小企業等(売上高方式)

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	<b>2万5,000円</b>
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の <b>3割</b>
25万円超 (年間：1億円～)	<b>7万5,000円</b>

※1日あたりの売上高  
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数



### ・大企業(売上高減少方式)

※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

※1日あたりの売上高減少額  
(前年度又は前々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数

## <申請方法> 電子申請(郵送も可)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市と連携して事業を実施(協力金負担割合：国8/10、県1/10  臨時交付金、市1/10)  
※調整中